



埼玉県報

第273号
令和3年(2021年)
12月28日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

訓令

- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令（出納総務課）
- 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令（県立学校人事課）

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域の変更（都市計画課）
- 川口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域の変更（都市計画課）
- 会計管理者事務の一部委任告示の一部を改正する告示（出納総務課）
- 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正（出納総務課）
- インフォメーション表示システムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- ハードディスク複写装置の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 無線自動車動態管理システム本部装置の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道さいたま鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）

規 則

埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十二号

埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則

埼玉県聴聞規則（平成六年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「吾」を削り、同様式の備考を削る。

様式第三号中「吾」を削り、同様式の備考を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県聴聞規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十三号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」を削る。

第四十四条の表〔二十七〕号中「又は地方法人特別税」を削り、「第五十三条第四十二項」を「第五十三条第六十項」に改め、同表〔二十七〕の二号中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第六十一項」に改め、同表〔二十七〕の三号から〔二十七〕の六号までの規定、〔二十八〕の五号及び〔二十八〕の六号中「又は地方法人特別税」を削り、同表〔二十八〕の七号中「第五十三条第五十一項」を「第五十三条第六十八項」に、「第五十三条第五十七項」を「第五十三条第七十四項」に改め、同表〔二十八〕の八号中「第五十三条第五十三項」を「第五十三条第七十項」に改め、同表〔二十八〕の九号中「第五十三条第五十六項」を「第五十三条第七十三項」に改め、同表〔八十一〕号から〔九十〕号までを削る。

別記様式第二十七号中「又は地方法人特別税の申告書」を「の申告書」に、
第 第

40項 を「第59項」に改め、
41項 「又は地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条」を削る。

「第40項 「第59項
別記様式第二十七号の二中 第41項 を
第60項」
第42項」
に改める。

別記様式第二十七号の三から別記様式第二十七号の六までの規定中「又は地方

人特別税の申告書」を「の申告書」に改め、「又は地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条」を削る。

別記様式第二十七号の七(一)及び別記様式第二十七号の七(二)を次のように改める。

別記様式第二十七号の七（一）

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税^{更正}決定

埼玉県

県税事務所長 印

法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の不申告加算金決定^{過少申告}通知書（納額告知書）
重

次のとおり通知します。

なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

事業税				
	摘要	課税標準	税率	税額
所得割	所得金額総額	円		
	年400万円以下の金額		/100	円
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額		/100	
	年800万円を超える金額		/100	
	計			
付加価値割	付加価値額総額			
	付加価値額		/100	
資本割	資本金等の額総額			
	資本金等の額		/100	
収入割	収入金額総額			
	収入金額		/100	

県税	納税番号	年 月 日から	年 月 日まで
事業年度		年 月 日	年 月 日
申告基準日		年 月 日	
申告納付期	県民税	年 月 日	
	事業税	年 月 日	
確定申告書提出年月日		年 月 日	
修正申告書提出年月日		年 月 日	
県民税			
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)		(円)	
法人税法の規定によつて計算した法人税額		円	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額		ア	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		イ	
法人税割額		ア又はイ × $\frac{\quad}{100}$	
道府県民税の特定寄附金税額控除額			
税額控除超過額相当額の加算額			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額			
外国の法人税等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			

合 計 事 業 税 額			
平成 2 8 年 改 正 法 附 則 第 5 条 の 控 除 額			
事 業 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額			
仮 装 経 理 に 基 づ く 事 業 税 額 の 控 除 額			
差 引 事 業 税 額			
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 事 業 税 額			
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 事 業 税 額 の 控 除 額			
差 引 過 不 足 事 業 税 額			
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額			
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額			
特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税			
摘 要	課税標準	税 率	税 額
所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	円	/100	円
収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		/100	
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額			
差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額			
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額 の 控 除 額			
差 引 過 不 足 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額			
減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額			
過 少 (不) 申 告 加 算 金			
重 加 算 金			
延 滞 金 の 控 除 期 間		対 象 外 税 額	
県 民 税	全部適用・一部適用	年 月 日 から 年 月 日まで	
事 業 税 特 別 税	全部適用・一部適用	年 月 日 から 年 月 日まで	
指 定 納 期 限	年 月 日		
更 正 、 決 定 又 は 加 算 金 決 定 の 理 由			

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

差 引 法 人 税 割 額				
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 法 人 税 割 額				
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 法 人 税 割 額 の 控 除 額				
過 不 足 法 人 税 割 額				
均 等 割 額	算定期間中において事務所等を有していた月数	ウ	月	
均 等 割 額	円 × $\frac{ウ}{12}$			
均 等 割 額	既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 均 等 割 額			
均 等 割 額	過 不 足 均 等 割 額			
過 不 足 県 民 税 額				
減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額				
減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額				
分 割 基 準		事 業 税		県 民 税
		従業者の数・固定資産の価額	事務所又は事業所の数、発電用固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数	従業者の数
	本 県			
	総 数			

別記様式第二十七号の七（二）

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税の更正決定

埼玉県

県税事務所長 印

法人の事業税・特別法人事業税の不申告加算金決定
過少申告 通知書（納額告知書）
重

次のとおり通知します。
なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

業 務 年 度	納税番号
年 月 日から	
年 月 日まで	
申 告 基 準 日	年 月 日
申 告 納 付 期 限	年 月 日
期 限 事 業 税	年 月 日
確 定 申 告 書 提 出 年 月 日	年 月 日
修 正 申 告 書 提 出 年 月 日	年 月 日
県 民 税	
（ 使 途 秘 匿 金 税 額 等 ） （ 円 ）	
法 人 税 法 の 規 定 に よ っ て 計 算 し た 法 人 税 額	
試 験 研 究 費 の 額 等 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	
還 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額	
退 職 年 金 等 積 立 金 に 係 る 法 人 税 額	
課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額 の 総 額	
ア	
2 以 上 の 道 府 県 に 事 務 所 又 は 事 業 所 を 有 す る 法 人 に お け る 課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額	
イ	
法 人 税 割 額	
ア 又 は イ × $\frac{\quad}{100}$	
道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額	
税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額	
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 又 は 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額	
外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額	
仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額	

事 業 税		課 税 標 準	税 率	税 額	
法 第 一 七 十 二 条 の 二 第 一 項 業 務	所 得 割	所 得 金 額 総 額	円		
		年 4 0 0 万 円 以 下 の 金 額		円	
		年 4 0 0 万 円 を 超 え 年 8 0 0 万 円 以 下 の 金 額 又 は 年 4 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
		年 8 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
		計			
	付 加 価 値 割	付 加 価 値 額 総 額			
		付 加 価 値 額		/100	
	資 本 割	資 本 金 等 の 額 総 額			
		資 本 金 等 の 額		/100	
	法 条 項 掲 げ の 第 七 二 十 二 号 事 業	収 入 割	収 入 金 額 総 額		
収 入 金 額				/100	

別記様式第二十八号の五及び別記様式第二十八号の六中「又は地方法人特別税徴収猶予」を「徴収猶予」に改め、「又は地方法人特別税等に関する暫定措置法第一〇条」を削る。

別記様式第二十八号の七中「第53条第50項前段」を「第53条第67項前段」に、「第53条第57項」を「第53条第74項」に改める。

別記様式第二十八号の九中「第53条第55項」を「第53条第72項」に改める。

別記様式第六十五号の五から別記様式第六十六号までを次のように改める。

別記様式第六十五号の五

受付印

免 税 軽 油 使 用 者 証 書 換 申 請 書

免税軽油 使用済証番号	第 号	免税軽油使用者証 有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
機械、車両又は設備の 変更内容	所在地	[該当に○] 1 追加 2 廃止 3 その他 ()			
変更が生じた機械、車両又は設備、車両又は設備の明細	名 称				
	所有者の氏名又は名称				
	型 式				
	軸 馬 力				
	燃 焼 方 式				
	台 数				
用 途					
年間見込所要数量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
年間見込所要数量合計		リットル	差 引	増 リットル	減 リットル
[該当に○] 住所又は事務所 若しくは事業所所在地 1 氏名又は名称 2 氏名又は名称 3 法人の代表者	変 更 前				
	変 更 後				

上記のとおり免税軽油使用者証の記載事項に変更があつたので、書換えを申請します。

申 請 年 月 日 年 月 日
住所又は事務所若しくは
事業所所在地
業 種
氏 名 (名 称)
担 当 者 氏 名
(宛先)
埼玉県 税務所長

電 話

受付印

免税軽油使用者証 返納書
免 税 証

免税軽油 使用者証番号	第	号	免税軽油使用者証 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
				記 号 ・ 番 号	枚 数	
返 納 免 税 証	有 効 期 間	業 種	種 類 リットル券	記 号 ・ 番 号	枚 数 枚	数 量 リットル
	∩			∩		
	∩			∩		
	∩			∩		
	∩			∩		
	∩			∩		

返 納 理 由
[該当に○]
1 有効期間が満了したため
2 その他 ()

上記のとおり 免税軽油使用者証 を返納します。

年 月 日

住所又は事務所若しくは
事業所所在地

氏 名 (名 称)

担 当 者 氏 名

電 話

(宛先)

埼玉県

税事務所長

別記様式第六十六号

免 税 軽 油 使 用 者 証 返 納 命 令 書

税 第 年 月 日 号

様

埼玉県

税務所長 印

埼玉県税条例第46条の15第5項の規定により、下記の免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じます。

住所又は事務所若しくは事業所所在地			
免税軽油使用者証番号	第 号	免税軽油使用者期間	年 月 日から 年 月 日まで
免 税 証	有効期間	業 種	種 類
	＼		リットル券
	＼		記号・番号
	＼		枚 数
			枚
			数量
			リットル
			概 要
返 納 期 限		年 月 日	
返 納 を 命 じ る 理 由			

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求を行うことができます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行われます。また、前記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、処分の取消しの訴えを提起することとできません。処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記様式第七十四号の四を次のように改める。

別記様式第七十四号の四

受付印

免 税 証 紛 失 届

紛 失 枚 数 等

有効期間	業 種	種 類 リットル券	記 号 ・ 番 号	枚 数 枚	数 量 リットル	摘 要
〃			〃			
〃			〃			
〃			〃			
〃			〃			
〃			〃			
〃			〃			

紛失理由

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

住所又は事務所若しくは
事業所所在地

氏 名 (名 称)

担 当 者 氏 名

電 話

(宛先)

埼玉県

税事務所長

別記様式第八十一号から別記様式第九十号までを削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十四条の表〔八十一号から九十号までを削る改正規定及び別記様式第八十一号から別記様式第九十号までを削る改正規定 令和四年一月一日

二 第四十四条の表〔二十七号の改正規定（「第五十三条第四十二項」を「第五十三条第六十項」に改める改正規定に限る。）〕、同表〔二十七の二号の改正規定、

同表〔二十八の七号の改正規定、同表〔二十八の八号の改正規定及び同表〔二十八の

九号の改正規定並びに別記様式第二十七号の改正規定（〔解40〕を〔解59〕に改める改正規定に限る。）〕、別記様式第二十七号の二の改正規定、別

記様式第二十七号の七（一）の改正規定、別記様式第二十七号の七（二）の改正規定、別記様式第二十八号の七の改正規定、別記様式第二十八号の九の改正規定、別記様式第六十五号の五から別記様式第六十六号までの改正規定及び別記様式第七十四号の四の改正規定 令和四年四月一日

2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一三―五七

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項に次の一号を加える。

四 不妊治療に係る通院等を行う職員

第十一条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当である

と認められる場合 一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が委員会と協議して定める不妊治療に係るものである場合であつて

は、十日）の範囲内の期間

第十一条第一項第十六号ニ(2)中「福祉施設」を「社会福祉施設」に改め、同号ニ(3)中「こども応援ネットワーク埼玉に登録する」を「任命権者が委員会と協議して定める」に改め、同条第二項中「第三号の三まで」の次に「、第十二号の二」を加え、同条第三項中「第三号の三」の次に「、第十二号の二」を加える。

第十九条の三第二項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十一条第一項第一号に掲げる場合の休暇 出産予定日六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から産後八週間を経過するまでの期間。

ただし、非常勤の職員から請求があつた場合において、任命権者が特に必要と認めるときは、出産予定日前の期間及び産後の期間を併せて二週間の範囲内の期間を加算した期間

第十九条の三第二項に次の三号を加える。

十一 第十一条第一項第十二号の二に掲げる場合の休暇 一の年度において

五日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が委員会と協議して定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間

十二 第十一条第一項第十三号に掲げる場合の休暇 任命権者が委員会と協議して定める期間内における二日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

十三 第十一条第一項第十三号の二に掲げる場合の休暇 同号に定める期間

内における五日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

第十九条の第三第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条の三第五項中「第二項第四号」を「第二項第五号」に改め、同条中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第三項第八号」を「第三項第七号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項第八号及び第九号」を「第三項第七号及び第八号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項第六号及び第七号」を「第三項第五号及び第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項第十一号、第十二号及び第十三号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第十七号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項に次の一号を加える。

四 不妊治療に係る通院等を行う学校職員

第十二条第一項第二十四号二(3)中「こども応援ネットワーク埼玉（埼玉県福祉部少子政策課内に事務局を有することも応援ネットワーク埼玉をいう。）に登録する」を「県教育委員会が定める」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第十八号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十八 学校職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の県教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第十二条第二項及び第三項中「及び第十九号」を、「第十九号及び第二十号」に改める。

第二十二条第二項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条第一項第一号に掲げる場合の休暇 出産予定日六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から産後八週間を経過するまでの期間。ただし、非常勤の学校職員から請求があつた場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、出産予定日前の期間及び産後の期間を併せて二週間の範囲内の期間を加算した期間

第二十二条第二項に次の三号を加える。

十一 第十二条第一項第十八号に掲げる場合の休暇 一の年度において五日（当該通院等が体外受精その他の県教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間

十二 第十二条第一項第十九号に掲げる場合の休暇 県教育委員会が定める期間内における二日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

十三 第十二条第一項第二十号に掲げる場合の休暇 同号に定める期間内における五日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

第二十二條第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「第十二条第一項第二十号」を「第十二条第一項第二十一号」に改め、同号を同項第十号とし、同条第五項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第三項第八号」を「第三項第七号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三項第八号及び第九号」を「第三項第七号及び第八号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項第六号及び第七号」を「第三項第五号及び第六号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項第十一号、第十二号及び第十三号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

埼玉県訓令第二十五号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 在宅勤務（職員の住居等における勤務をいう。）を行う職員のうち、知事の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第一条及び別表（休憩時間に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、知事が別に定める。

附則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第二十六号

本庁
地域機関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 在宅勤務（職員の住居等における勤務をいう。）を行う技能職員のうち、知事の指定するものの休憩時間については、別表（休憩時間に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、別に定める。

附則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。

訓令

埼玉県会計管理者訓令第一号

出納総務課

会計管理課

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

埼玉県会計管理者 宍戸 佳子

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成十九年埼玉県会計管理者訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表出納総務課長専決事項の項第一号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附則

この訓令は、令和四年一月四日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第六号

埼玉県教育局
県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 在宅勤務（職員の住居等における勤務をいう。）を行う職員のうち、教育長の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第一条及び別表（休憩時間に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第七号

県 立 学 校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、定例又は軽易な起案は、県立学校人事課長と協議して定める帳簿若しくは用紙を用いる方法又は校長が定める方法により行うことができる。

第二十三条第一項中「。以下次条において同じ」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第五号を次のように改める。

様式第五号 削除

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千三百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団貴聡会 こはま眼科クリニック	医療法人社団貴聡会	草加市清門三―二五―三 大塚メデイカルコミュニティ 二階二〇二号室	令和三年十一月一日
あさか台乳腺クリニック	中村 慶太	朝霞市東弁財一―五―一八 カロータ三階	令和三年十二月一日
すずかけのき武蔵野クリニック	医療法人社団創進会	所沢市東所沢五―四―一 サンフレア東所沢一〇八号室	令和三年十一月一日
ふく在宅クリニック	医療法人社団たすく	所沢市松葉町七―二四 ハイツコルザーF	令和三年十一月一日
雪見原クリニック	社会福祉法人輝陽樹会	所沢市下富一〇一―一―一	令和三年十二月一日
はなみずき小手指クリニック	医療法人心施和顔施会	所沢市小手指町一―一六― 四 ビックグラッド小手指ビル 二階	令和三年十一月一日

町	薬樹薬局 草加吉	中川薬局 上尾店	ケヤキ薬局 春日 部店	石井歯科医院	あいゆう歯科和光 第二診療所	清水歯科医院	ヒロレデイースク リニック	プレックスファミ リークリニック	山崎医院	大塚医院ファミリ ークリニック	富士見井上眼科
	薬樹株式会社	株式会社グラム	R I 株式会社 I R O	医療法人晃惺会	いゆう会 医療法人社団あ	医療法人央友会	医療法人社団才 ハナ	悠会 医療法人社団彩	医療法人山雄会	大塚 貴博	医療法人社団葵 翔会
	草加市吉町一―五―五	上尾市藤波三―一九一	春日部市中央四―八―三九 メゾンマノリアー〇一	日高市森戸新田九九―一三	和光市丸山台三―一三―一	久喜市久喜東三―二二―二七	鶴ヶ島市藤金八四五―四コモ 下若葉三階	蓮田市本町六―一プレックス 蓮田一〇一	加須市根古屋六四二―一〇・ 一階	熊谷市大麻生中郷前一三九六	富士見市山室一―一三―一三 ららぽーと富士見一F一〇一 〇―B区画
	令和三年十一 月一日	令和三年十一 月一日	令和三年十二 月一日	令和三年十一 月一日	令和三年十一 月一日	令和三年十一 月一日	令和三年十一 月一日	令和三年十二 月一日	令和三年十一 月一日	令和三年十月 一日	令和三年十一 月一日

ウエルシア薬局ベ ルクス松原店	ウエルシア薬局 株式会社	草加市草加三―九―一三ベル クス草加松原店内	令和三年十二 月一日
ちやの花薬局	株式会社ケア ラス	所沢市くすのき台一―九―五	令和三年十二 月一日
いちよう薬局 狭 山店	狭いちよう薬局株 式会社	狭山市富士見一―一四―六速 玉テラス一階	令和三年十一 月一日
ウエルシア薬局加 須花崎店	ウエルシア薬局 株式会社	加須市花崎一―一七―五	令和三年十二 月一日
北本薬局	石黒 友理子	北本市北本一―一〇二―B	令和三年十一 月一日
さくら薬局プレッ クス店	河北調剤株式会 社	蓮田市本町六―一	令和三年十二 月一日
訪問看護ステーシ ョン さくら・さ くら	株式会社さく ら・さくら	比企郡ときがわ町玉川二五―一	令和三年六月 一日
訪問看護 勇気の 花	ワーキングプロ 株式会社	深谷市西島町西島二―一―三 深谷S・Kビル六階	令和三年四月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		所在地	指定年月日
		名称			
小野塚 敏広		院 じよんのび整骨		八潮市大瀬五―一―七	令和三年十二月一日
葛西 空		谷塚駅前整骨院		草加市谷塚町六三三谷塚駅前 西口関ビルF	令和三年十一月十三日
佐藤 暢一		さとう接骨院・ さとう鍼灸院		大里郡寄居町富田三三〇二	令和三年十一月十八日
神山 誠二		かみやま接骨院		熊谷市籠原南三―一七 メゾンドソレイユ二〇二	令和三年十一月十八日
椿原 政好		KEiROW川 越ステーション		川越市霞が関北二―六―一 一〇三	令和三年十一月十日
百瀬 孝志		アースケアお みや はり灸マ ッサージ院		上尾市瓦葺二八三〇―八	令和三年十二月一日
金井 貴紘		ひらいはりきゅ う整骨院		東京都荒川区西日暮里三― 六―九	令和三年十二月一日

告示

埼玉県告示第千三百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

二 指定施術機関

氏名		変更事項	
所在地	名称	所在地	名称
高橋 悟	施術所	大柴 龍	施術所
東松山市下野本一 四六五	ゆず接骨院	さいたま市浦和区上 木崎一―九―一五 グランデュオ南街区 一〇八―一	与野名倉堂整骨院
東松山市下野本一 四三四―一二	わかつき接骨院	東京都調布市仙川 町一―五三―六フ ロレゾン仙川一F	K O K U A 整骨院 仙川院
			変更後

告示

埼玉県告示第千三百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
眼科 保阪医院	蕨市南町三―六―六	令和三年十一月五日
こはま眼科クリニック	草加市清門町五二―大塚メデイカルコミュニティ二F	令和三年十月三十一日
くるまじ皮フ科クリニック	志木市館二―七―三	令和三年十月三十一日
医療法人社団 伸和会 山口医院	所沢市花園二―二三四四―二六	令和三年十月三十一日
はなみずき小手指クリニック	所沢市小手指町一―一六―四	令和三年十月三十一日
ふく在宅クリニック	F 所沢市松葉町七―二四ハイツコルザ	令和三年十月三十一日
富士見井上眼科	富士見市山室一―一三一三ららぼーと富士見一F一〇一〇―B区画	令和三年十月三十一日
松本医院	加須市本町一―一―五	令和三年九月十四日

北本薬局	ホームケア薬局	スギ薬局 東松山新宿町店	中川薬局 上尾店	石井歯科医院	清水歯科医院	ヒロレディースクリニック	山崎医院
北本市北本一―八七―一〇一	深谷市東方町二―三―一	東松山市新宿町一七―一ヤオコー東松山新宿町店内	上尾市藤波三―一九―一	日高市森戸新田九九―一三	久喜市久喜東三―二二―二七	鶴ヶ島市藤金八四五―四 三F	加須市根古屋六四二―一〇
令和三年十月三十一日	令和三年九月三十日	令和三年九月三十日	令和三年十月三十一日	令和三年十月三十一日	令和三年十月三十一日	令和三年十月三十一日	令和三年十月三十一日

告示

埼玉県告示第千三百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
とところざわの歯医者さん	所沢市元町二二一〇クレアシ ティ所沢一〇一	令和三年十二月十日
萩原歯科医院	戸田市笹目四一二八一六パーク ヒルズーF	令和三年十二月五日

告示

埼玉県告示第千三百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	ふかやクリニッ ク
所在地	深谷市宿根二 四五―一
開設者名	医療法人社団 勝医会
サービスの種類	介護予防訪問 リハビリテー ション
指定年月日	令和三年十一 月十八日
	東大宮薬局
	上尾市原市四 三六一―六四
	吉田 朝雄
	介護予防居宅 療養管理指導
	居宅療養管理 指導
	令和三年十月一 日

告示

埼玉県告示第千三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
名称 ふかやクリニク	変更事項 事業所名	変更前 医療法人社団 勝会 深谷 整形外科 深谷 整形外科 深谷 整形外科 深谷 整形外科 深谷	変更後 ふかやクリニク	サービスの種類 訪問看護 介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
名称 ふかやクリニク ハビリセンター	変更事項 事業所名	変更前 深谷整形通所 リハビリセン ター	変更後 ふかやクリニ ックリハビリ センター	サービスの種類 通所リハビリテーシ ョン 介護予防通所リハビ リテーション
名称 居宅介護支援事業 所 ライフプラン	変更事項 事業所所 在地	変更前 所沢市星の宮 一五九一〇 ズアール	変更後 所沢市元町八 一六 イツA	サービスの種類 居宅介護支援

医療法人社団協友 会 訪問看護ステ ーション		
事業所名	事業所 所在地	事業者名
医療法人福寿 会 訪問看護 ステーション 会	草加市谷塚一 一八一八	医療法人福寿 会
医療法人社団 協友会 訪問 看護ステーション	吉川市平沼一 一	医療法人社団 協友会
訪問看護 介護予防訪問看護		

告示

埼玉県告示第千三百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	休止年月日
エターナルケア 泉台ステーション	上尾市泉台三―二二― 七 PARK HILL L S II 棟一〇一号室	居宅介護支援	令和四年一月一日

告示

埼玉県告示第千四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
山口医院	所沢市花園二一 二三四四―二六	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和三年十月三十 一日
深谷整形訪問看護 ステーション	深谷市宿根二四 五―一	訪問看護 介護予防訪問看護	平成三十年一月一 日
深谷整形外科医院 居宅介護支援事業 所	深谷市宿根二四 五―一	居宅介護支援	令和二年三月三十 一日

告示

埼玉県告示第千四百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

久喜菖蒲商業施設

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲七千四番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）久喜菖蒲商業施設

埼玉県久喜都市計画事業菖蒲町菖蒲土地区画整理事業一街区一画

地外

（変更後）久喜菖蒲商業施設

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲七千四番

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計二者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計二者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計五者

ハ 変更年月日

令和元年八月七日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月十五日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

久喜菖蒲商業施設

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲七千四番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）アークランドサカモト株式会社 午前六時十五分から午後九時

株式会社ヤオコー 午前九時から午後十時

外二者 午前九時から午後十時

（変更後）アークランドサカモト株式会社 午前六時十五分から午後九時

株式会社ヤオコー 午前八時から午後十時

外二者 午前九時から午後十時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設①、③から⑧ 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午前九時

荷さばき施設⑨ 午前六時から午前八時三十分

（変更後）荷さばき施設①、③から⑧ 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午前九時

荷さばき施設⑨ 午前六時から午前七時三十分

ハ 変更年月日

令和三年十二月十六日

ニ 届出年月日

令和三年十二月十五日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッセイ田谷店

埼玉県深谷市田谷百九十一―四外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 深谷小学校、深谷中学校の学区になっているので、変更について各学校に連絡を入れること。

(2) 車両の出入口には人的配置をし、安全確保に十分努めること。

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千四百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新所沢店

埼玉県所沢市緑町一丁目二十一番二十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役 若林久

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計四者

（変更後）合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計四者

ハ 変更年月日

令和三年三月一日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミネビル

埼玉県羽生市南四丁目二百五十五、二百五十六、二百五十七、二百五十八―
一、二百五十九―一、二百六十一―一、二百六十一―二、
二百六十二―一、二百六十二―二、二百六十四―一、二千六百三十九―一、
二千六百六十六―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

ハ 変更年月日

平成三十年十二月三日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

白岡ショッピングセンター

埼玉県白岡市新白岡三丁目五十一一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 白岡ショッピングセンター

南埼玉群白岡町新白岡三丁目五十一一外

（変更後） 白岡ショッピングセンター

埼玉県白岡市新白岡三丁目五十一一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） 総合地所株式会社 代表取締役 富高正信

東京都港区芝公園二丁目四番地一号

（変更後） 総合地所株式会社 代表取締役 関岡桂二郎

東京都港区芝公園二丁目三十一番地十九号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計三者

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計三者

ハ 変更年月日

令和三年六月二十九日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

トコスショッピングセンター

埼玉県狭山市広瀬十二番二、二十五番、二千十一番六、二千二十三番一、二千二十四番一、二千二十七番三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社トコス 代表取締役 岡本雅司

東京都千代田区富士見一丁目十一番地二

（変更後）株式会社トコス 代表取締役 益子崇

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十一者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十一者

ハ 変更年月日

令和三年七月二日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー朝霞岡店

埼玉県朝霞市岡二丁目千三百九十八―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

ハ 変更年月日

平成三十年十二月三日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー入曾店

埼玉県狭山市入曾水野字月見四百六十三―一、四百六十三―三、四百七十二

―一、四百七十五―一、四百八十二―一、四百八十二―三以上六筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

ハ 変更年月日

平成三十年十二月三日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー入間仏子店

埼玉県入間市大字仏子七百八十五―一、二、三、四 八百五―三、四 八百七―三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 所沢織物商工協同組合 理事長 平岡達也

埼玉県入間市大字仏子七百六十六番地

（変更後） 所沢織物商工協同組合 理事長 細田和男

埼玉県入間市大字仏子七百六十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計六者

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計六者

ハ 変更年月日

令和三年六月二十四日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー 入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢四丁目二十五番地七、五丁目二十七番地十六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ヤオコー 下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢字本山八百八十七ー一、八百八十七ー二、八

九二ー一、八百九十二ー三、八百九十六ー一、八百九十六ー四十

二、八百九十九ー一、九百ー一、九百ー一（仮換地内十四ー三）

（変更後） ヤオコー 入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢四丁目二十五番地七、五丁目二十七番地十六

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計三者

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計三者

ハ 変更年月日

令和三年五月一日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座栗原店

埼玉県新座市栗原一丁目千二百二十二番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

ハ 変更年月日

平成三十年十二月三日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座店 A棟

埼玉県新座市野火止七丁目一―二十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

ハ 変更年月日

平成三十年十二月三日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー狭山北入曾ショッピングプラザ

埼玉県狭山市北入曾七百二十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計二者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計五者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計五者

ハ 変更年月日

令和三年一月二十五日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー所沢椿峰店

埼玉県所沢市小手指南四丁目三十三番十二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

ハ 変更年月日

平成三十年十二月三日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミネビル

埼玉県羽生市南四丁目二百五十五、二百五十六、二百五十七、二百五十八―
一、二百五十九―一、二百六十一―一、二百六十一―二、
二百六十二―一、二百六十二―二、二百六十四―一、二千六百三十九―一、
二千六百六十六―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前九時から午後十時

（変更後） 午前八時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時四十分から午後十時二十分

（変更後） 午前七時四十分から午後十時二十分

ハ 変更年月日

令和三年十二月二十二日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

白岡ショッピングセンター

埼玉県白岡市新白岡三丁目五十一―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十時

（変更後）午前八時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十分から午後十時二十分

（変更後）午前七時四十分から午後十時二十分

ハ 変更年月日

令和三年十二月二十二日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千四百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

トコスショッピングセンター

埼玉県狭山市広瀬十二番二、二十五番、二千十一番六、二千二十三番一、二千二十四番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前九時から午後十時

（変更後） 株式会社ヤオコー 午前八時から午後十時

株式会社田原屋 外 計十者 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 駐車場一 午前八時四十分から午後十時二十分

駐車場二、三 午前八時四十分から午後十時

（変更後） 駐車場一 午前七時四十分から午後十時二十分

駐車場二、三 午前七時四十分から午後十時

ハ 変更年月日

令和三年十二月二十二日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー朝霞岡店

埼玉県朝霞市岡二丁目千三百九十八―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十時

（変更後）午前八時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十分から午後十時二十分

（変更後）午前七時四十分から午後十時二十分

ハ 変更年月日

令和三年十二月二十二日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千四百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー入曾店

埼玉県狭山市水野字月見四百六十三―一、四百六十三―三、四百七十二―

一、四百七十五―一、四百八十二―一、四百八十二―三以上六筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十時

（変更後）午前八時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十分から午後十時二十分

（変更後）午前七時四十分から午後十時二十分

ハ 変更年月日

令和三年十二月二十二日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー入間仏子店

埼玉県入間市大字仏子七百八十五―一、二、三、四 八百五―三、四 八百七―三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ヤオコー 外 計五者 午前九時から午後十時

株式会社ワイシーシー 午前十時から翌午前零時

（変更後）株式会社ヤオコー 午前八時から午後十時

ジャスフオート株式会社 外 計四者 午前九時から午後十時

株式会社ワイシーシー 午前十時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時四十分から翌午前零時二十分

（変更後） 午前七時四十分から翌午前零時二十分

ハ 変更年月日

令和三年十二月二十二日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー 入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢四丁目二十五番地七、五丁目二十七番地十六

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八十八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八十九台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ヤオコー 外 計二者 午前九時から午後十時

株式会社橋本園 午前十時から午後九時

（変更後）株式会社ヤオコー 午前八時から午後十時

株式会社セリア 午前九時三十分から午後九時

株式会社橋本園 午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場 一午前八時四十分から午後十時二十分

駐車場 二午前八時四十分から午後九時二十分

（変更後）駐車場 一午前七時四十分から午後十時二十分

駐車場 二午前七時四十分から午後九時二十分

ハ 変更年月日

令和三年十二月二十二日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座栗原店

埼玉県新座市栗原一丁目千二百二十二番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前九時から午後九時四十五分

（変更後） 午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時四十五分から午後十時

（変更後） 午前七時四十五分から午後十時

ハ 変更年月日

令和三年十二月二十二日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千四百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座店 A棟

埼玉県新座市野火止七丁目一―二十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時

（変更後）午前八時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前八時四十五分から午後十一時十五分

駐車場二 午前八時四十五分から午後十一時十五分

（変更後）駐車場一 午前七時四十五分から午後十一時十五分

駐車場二 午前七時四十五分から午後十一時十五分

ハ 変更年月日

令和三年十二月二十二日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー狭山北入曽ショッピングプラザ

埼玉県狭山市北入曽七百二十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ヤオコー 外 計三者 午前九時から午後十時

株式会社しまむら 午前十時から午後九時

株式会社セキチユー 午前七時から午後九時

（変更後）株式会社ヤオコー 午前八時から午後十時

株式会社スギ薬局 外 計二者 午前九時から午後十時

株式会社しまむら 午前十時から午後九時

株式会社セキチユー 午前七時から午後九時

ハ 変更年月日

令和三年十二月二十二日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー所沢椿峰店

埼玉県所沢市小手指南四丁目三十三番十二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から翌午前零時

（変更後）午前八時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる間帯

（変更前）第一駐車場午前八時四十五分から翌午前零時十五分

第二駐車場午前八時四十五分から午後十時

（変更後）第一駐車場午前七時四十五分から翌午前零時十五分

第二駐車場午前七時四十五分から午後十時

ハ 変更年月日

令和三年十二月二十二日

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県さいたま市岩槻区加倉一丁目一四一八番二
- 二 保安林として指定された目的
風致の保存、火災の防備
- 三 解除の理由
公益上の理由

告 示

埼玉県告示第千四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県児玉郡美里町大字円良田字笹平一三九七番八

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

公益上の理由

告 示

埼玉県告示第千四百二十九号

令和三年埼玉県告示第二百十二号で公示した公共測量は、令和三年十二月十七日終了した旨測量計画機関である八潮市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百三十号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影（撮影縮尺三万分の一、地上解像度十二センチメートル）

三 作業地域

埼玉県北本市全域

四 作業期間

令和三年十二月二十八日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百三十一号

令和三年埼玉県告示第六百九十号で公示した公共測量は、令和三年十二月十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千四百三十二号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（四級基準点）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

令和三年十二月二十四日から令和四年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千四百三十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業地域

寄居町、東秩父村、小川町、嵐山町、滑川町、東松山市、吉見町、ときがわ町、横瀬町、飯能市、越生町、鳩山町、毛呂山町、坂戸市、川島町、北本市、桶川市、上尾市、日高市、鶴ヶ島市、川越市、さいたま市、入間市、狭山市、ふじみ野市、富士見市、志木市、朝霞市、和光市、戸田市

四 作業期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千四百三十四号

令和三年埼玉県告示第千三百六十七号で公示した公共測量は、令和三年十一月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千四百三十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字上岩瀬字中宿千九百三十八―一 他二十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百二十二・六六立方メートル

告示

埼玉県告示第千四百三十六号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第四条第四項の規定により、指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

変更後の土地の区域は、令和四年四月一日から適用する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する建築安全センター及び当該市町村の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 変更した土地の区域

市町村	土地の区域
越生町	大字越生の一部、大字上野の一部、大字黒岩の一部、大字如意の一部、大字西和田の一部、大字古池の一部、大字成瀬の一部、大字津久根の一部
鳩山町	大字赤沼の一部、大字今宿の一部、大字石坂の一部

二 変更年月日

令和三年十二月一日

告 示

埼玉県告示第千四百三十七号

川口市から川口市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千四百三十八号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第六条第五項の規定により、指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

変更後の土地の区域は、令和四年四月一日から適用する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する建築安全センター及び当該市町村の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 変更した土地の区域

市町村	土地の区域
越生町	大字越生の一部、大字上野の一部、大字黒岩の一部、大字如意の一部、大字西和田の一部、大字古池の一部、大字成瀬の一部、大字津久根の一部
鳩山町	大字高野倉の一部、大字熊井の一部、大字赤沼の一部、大字今宿の一部、大字石坂の一部

二 変更年月日

令和三年十二月一日

告 示

埼玉県告示第千四百三十九号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和四年一月四日から施行する。

埼玉県財務規則の一部を改正する規則（令和三年埼玉県規則第八十一号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同規則による改正前の埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第四十条の三に係るこの告示による改正前の別表第一及び別表第二の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

別表第一第六項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表第七項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表第六項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

告 示

埼玉県告示第千四百四十号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

収納代理金融機関の表三菱UFJ信託銀行株式会社の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「口座振替による収納事務」に改め、同表みずほ信託銀行株式会社の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「埼玉県の公金の収納事務」に改める。

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

インフォメーション表示システムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年11月2日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

59,394,720円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年9月17日

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
ハードディスク複写装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年11月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
リコーリース株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号
- 5 落札金額
28,327,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年9月17日

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

無線自動車動態管理システム本部装置の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年11月10日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

5 落札金額

378,821,520円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年9月24日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四地先まで	桶川市大字下日出谷字東耕地一番一 地 先から同市大字下日出谷字東耕地一 番	区 間
八・八〇〽三九・六〇	八・八〇〽三九・六〇	敷地の幅員 (メートル)
五三・六三		延 長 (メートル)
旧道の一部は、桶川市に引き継ぐ。		備 考